

組合員規約

技術研究組合 NMEMS 技術研究機構

平成23年7月14日制定

(目的)

第1条 この規約は、定款第5条の規定に基づき、組合員の権利義務に関する事項について定める。

(組合員の権利と義務)

第2条 組合員は、総会で定められた各組合員の分担する試験研究を誠実に実行するとともに、組合に対して所定の方法により報告を行うものとする。

2 前項の場合、組合員は、分担依頼された項目につき研究費の支給を受けるものとする。なお、支給方法等については別途定める。

(守秘義務)

第3条 組合員は、本組合の存続期間中及び解散後においても、本組合の運営及び事業に関する事実、資料及び情報並びに本組合の運営及び事業に関して知り得た他の組合員に関する事実、資料及び情報の一切を秘密として保持し、事前にプロジェクトリーダー（以下「PL」という。）又は当該他の組合員の書面による同意を得ることなく第三者に開示漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 知得時に公知または既知であるもの
- (2) 知得後に自己の責によらず公知となったもの
- (3) 知得時に既に保有していたことが書面により明らかなもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく適法に知得したもの

なお、上記の対象は、書面・媒体に記録したもの、機密である旨の表示・指定がなされたものとする。

(研究内容及びその成果の公表)

第4条 組合員は、試験研究の内容及びその成果を第三者に発表又は報告する場合は、事前にPLに書面による届出を行い、その指示に従うものとする。

(知的財産権等)

第5条 組合員は、試験研究によって得られた発明、考案等を知的財産権等として出願、登録等する場合は、事前に理事長による承諾を得るものとする。

(譲渡制限及び分割請求制限)

第6条 組合員は、本規約等に定められた権利及び義務の全部又は一部を、理事会の承認を得ることなく第三者に譲渡してはならない。権利の分割請求についても同様とする。

(協議)

第7条 本規約に定めなき事項及び組合員の間で疑義のある事項については、全組合員が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

(本規約の改廃)

第8条 本規約の改正又は廃止は、総会の議決をもってこれを行う。

附 則

本規約は設立の日から施行する。